障害児教育の問題点

――進路指導とフォロー・アップを中心に ――

宮入博之

I 問題の所在と研究の目的

(1) はじめに

障害者(児)の社会的自立という問題に対処するとき、常に、その障害者(児)を取り巻く社会の状態が、非常に重要なファクターとなってくるものである。障害者(児)が一般社会で共に生き、この世界を形成していくものとなっていくためには、障害者(者)の側面でも、それなりの努力が必要となってくるものと言える。このような観点から、障害児教育の問題点や在り方を模索してみようとするものである。

(2) 問題の所在

そこで、この大前提のうえに、障害児教育を中心として、具体的には、障害児の学校教育である 養護学校を修了した後の、実社会との多くのギャップを、如何にして少なくしていくことが出来る か、ということをテーマに考察してみることとする。

このような意味での「問題の所在」を考察するに当たっては、一般社会の人々が障害者(児)と関係づけるとき、その障害者(児)に対して、出来るだけ「大きな受け皿」があることが、重要であり、必要であるということである。

「肢体不自由児療育の父」と、言われている高木憲次のモットーとしている「さりげない親切」という言葉がある。この言葉で表される精神こそ、「大きな受け皿」の具体物と信ずるものである。そして、そこに、健常者(児)と障害者(児)との間に「撓い合う心」が存在し、さらに、また、障害者(児)の側面でも、「障害者(児)の自適ルール」といった意識をもつことがより大切であると考える。

昭和54年4月(1979. 4)の養護学校の義務化の実施により、十数年を過ごそうとしている現在、養護学校等を卒業した児童・生徒達の社会参加という問題が表面化しつつあり、注視に値するものと考える。養護学校の義務化の実施における障害児の就学に当たっては、例えば、普通学校への就学か養護学校への就学かについての保護者の学校選択権を保障すべきではないかという見解が、近年、強力に主張されてきている。この点については、教育や社会福祉という教育福祉的観点を含めて、義務化の完全実施を前提としても、なお、現行制度のように、普通学校と養護学校との分離教育は、必ずしも、常に最善のものとはいえない、という問題は、存在すると考える。統合教育は、理想であって、より今後に向けての努力目標ということと考える。こういった困難な統合教育に反

する場面での障害者(児)が、それなりに、一般社会に出た場合に備えて、教育を受けることが、 特に必要なことである。

それで、障害児教育を通して、障害児の積極的な自立・社会参加を促進する教育理念の方向を見つけ出し、実施していくとともに、実社会での「大きな受け皿」の充実が、求められてくるものと考える。

ついては、「障害者の雇用の促進等に関する法律」という障害者に対するステップ・アップ対策 と効率的支援を、行政面で対処されてはいるが、障害者(児)の側面からすれば、ある程度の保護 対策とその有効利活用としか言えず、不満足な点が、多々、存在すると考える。これは、障害者 (児)に対する開かれた相談機関の不足に根ざしている点にあると言え、この点についても考察し てみたいと考える。

(3) 研究の目的

以上の観点に立って、障害児の自立に向けた教育理念を研究の目的として絞り、つぎの 2 点の手段について考察のこととする。

第1点は、障害児の学校教育での進路指導であり、障害児の就労問題であると考える。そして、 第2点としては、障害児の社会的自立へのフォロー・アップの充実である。

① 障害児教育における進路指導と就労

障害児の学校教育におけるカリキュラムの面で、養護学校や特殊学級の実態としては、それなりの個別対応がなされているとされているが、その点を踏まえつつ、進路指導を中心に考察のこととする。

いずれにしても、障害児教育についての、一般社会人・福祉関係者・障害児の保護者・養護学 校教師の多面的視点を取り上げ、その焦点に浮かび上がった前向きの手立てを模索してみたいと 考える。

② 障害児の社会的自立問題への支援

障害児の社会的自立問題については、「①障害児教育における進路指導」を前提に、この補足としてのスタンスで、福祉をベースにした教育という「教育福祉の概念」から障害児の社会参加に向けて、「障害者(児)自立支援相談センター(仮称)」の組織づくりにより、障害者(児)の家族・教師・社会(地域社会)が、一体となって支援することを考察のこととする。

Ⅱ 調査方法・結果と分析

1. 調査方法・結果

養護学校の義務化になって、久しいのであるが、近年、障害者(児)の人権上の問題や国際的状況から、統合教育の意見も出てきている。現在のわが国において、重度障害児にあっては、ある程度の分離教育は、仕方のないことと考えるが…。しかし、そういった中では、障害児の社会参加す

るための、自立のための、学校教育でのカリキュラムのあり方は、分離教育にあっての統合教育化 として、最低限度、存在させていかなければならないものと考えるのである。では、障害児教育の 理想と実態とのバランスを、現在、どうみたらよいかを、ここで考察してみたい。

その観点から、「障害児教育の進路指導」と「進路指導後の障害児(者)の社会参加に向けての障害児(者)の自立という面でのフォロー・アップ」の点で、各分野の人達の「障害児(者)に関するアンケート調査」によって現状の把握をすることとした。

すなわち、これについての手法は、次の通りである。

(1) 「障害児(者)に関するアンケート調査」(一般用)

一般社会の、特に、障害児(者)を取り巻く地域の人々が、その地域にいる障害児(者)を含め、障害児教育に対する意見や障害児(者)の存在に対してどのような考えを持っているか、を問うものである。また、併せて、命題の一つである「障害児(者)自立支援相談センター(仮称)」についての、賛否と意見を問うものである。

(2) 障害児(者)に関するアンケート調査」(福祉関係者用)

社会福祉協議会といった福祉関係に携わっている人々に、一般社会人より障害児(者)に接してきている立場から、(1)と同様、障害児教育に対する意見や障害児(者)の存在に対してどのような考えを持っているか、を問うものである。

また、福祉関係従事者という立場から、今後の障害児(者)への、各種の支援に係わる人々に 「障害児(者)自立支援相談センター(仮称)」設置についての意見を問うものである。

(3) 「障害児(者)に関するアンケート調査」(保護者用)

障害児を持つ親達に、今までの経験を通しての障害児学校教育に対する意見を問うものである。 これは、間接的にカリキュラムへの注文を問うのが目的の一つである。

また、障害児が、可能な限り独り立ちすることを願う親の立場から、「障害者(児)自立支援 相談センター(仮称)」についての意見を問うものである。

(4) 「障害児(者)に関するアンケート調査」(養護学校教師用)

障害児教育に携わっている教師に、直接、カリキュラムについて問うものである。

以上の他に、「障害児(者)に関するアンケート調査」(障害者用)を用意したのであるが、精神薄弱者、精神障害者、重複障害者には、アンケートに無理があり、また、身体障害者には、身体障害者福祉協会との調整が出来なかったため、アンケートは、取り止めとなった。

以上の手法により、次のような結果を得た。

- ★ 障害児(者)に関するアンケート調査から
- ① 【「一般社会人」】に対する障害児(者)に関するアンケート調査

このアンケートの対象者は、長野市を中心とする長野県北信地域の住民のうち、150人を抽出、113人(回収率75.3%、重複回答)から回答を得た結果である。

これによると、社会一般の人々は、障害児教育の在り方としては、特殊学級をある程度、存

置しながらも、いわゆる統合教育を考えている。

そして、その<u>障害児教育の内容として、障害者の自立に繋がる障害児の学校教育を重視して</u>いることが、注目される。

また、その障害児(者)の自立の具体的内容として、障害児(者)が、自活出来る収入がもてる状態を理想とし、障害児(者)自身が、自分の身の回りの日常生活の必要最低限度のことができることを、大半の人々が望んでいる。

更に、障害者福祉と言った概念的なものの中心的存在は、障害児の学校教育後に重点がある と意識付けしていることも、見逃せないところである。

以上の諸点からも伺えるように、障害児(者)自身の日常生活の自立については、障害児の 学校教育によるべきである、としながらも、障害児が障害者という社会的立場、すなわち、あ る程度、成人した時点では、障害児の学校教育後の障害者のまわりの人々と障害者本人の強い 意志によって、障害児(者)個人が生きてくる、としている。

結局、現状の障害児教育に、まだ、不足しているものがある、と一般社会人が見ていること と考える。

これは、障害児学校教育の、やはり現在のカリキュラム・進路指導に目を向けていく必要があるものと考える。そして、その不足部分を更に補う形で、「障害児(者)自立支援相談センター(仮称)」という発想も必要と考え、今回、各アンケートに加え、概念的質問をしたところである。その結果、回答を得た107人のうち、99人(92.5%)の支持を得た。その内訳としては、次のようなものである。

- ・障害児(者)の自立のための経済的支援・教育訓練等の相談。
- ・障害児(者)の日常生活や就職についての相談・支援。 例えば、介護ボランティア・自立の器具や就労先の状況についての対応。
- ・障害児(者)の結婚についての悩みについての相談・支援。
- ・障害児(者)の社会的環境の保護の支援。例えば、健全者との付き合い方・接し方や情報交換、仲間の紹介。
- 障害児(者)の福祉関係法についての理解促進。

のようなものである。

さらに、"福祉"についての反応では、

高齢者福祉、障害者福祉、医療福祉、基本的人権、憲法、弱者救済、すべての人の幸福、社会保障、温かい心、思いやり、ゆりかごから墓場まで、ボランティア、助け合いなどが目立ったものであったが、結果としては、「温かい心、思いやり」に尽きると考える。

② 【「福祉関係者」】に対する障害児(者)に関するアンケート調査

このアンケートの対象者は、「社会福祉法人 長野市社会福祉協議会」の「長野市ボランティアセンター」に関与している福祉関係従事者のうち、50人を抽出、38人(回収率76.0%、重複

回答) から回答を得た結果である。

この結果から、障害児学校教育を重視し、統合教育を挙げ、さらに、ノーマラィゼーション の精神の実行を目指していることが、明確に顕示されている。

但し、障害児の自立については、「家庭」と「社会」に絞っている点が、流石に、福祉関係の人々であると言える。(回答者35人中、26人 74.3%)

従って、福祉関係者にとっては、障害児(者)の自立は、統合教育の実施とともに、障害児(者)を取り巻く家庭や社会の人々と、障害児(者)の強い意思によって可能である、としている。

障害児(者)とのコンタクトも、この項の回答者31人中26人(83.9%)と多いことが、特徴的であり、それだけ、障害児(者)に対する関心が高いということが言える。

以上のアンケート調査の他に、「社会福祉法人 長野市社会福祉協議会」の「長野市ボランティアセンター」実施による「ふれあいのまちづくり事業 ふれあい福祉体験」の纏めとしてのアンケート集計結果を提示のこととする。

これは、「ふれあい福祉体験」に参加した人々にアンケートを求めたものであり、その体験 の事前と、事後に、全く同じ内容の障害者に対する質問を、択一回答したものである。これに よると

- 「わたしは障害者に対して…」もっと理解する必要がある
- 「もしわたしが障害者であったら…」 克服するために、努力するだろう。 前向きに社会参加を始めるだろう。
- 「障害者に対して社会は…」 援助活動を大いにやるべきだと思う。 援助が不十分であると思う。
- ・「もしあなたの近所に障害を持つ人が暮らすことになったら」 必要に応じた手助けをしてあげたいと思う。 区別せず、他の人と同じように接したい。
- 「障害者にたいする差別や、偏見をなくすためには…」 障害者生活しやすいまちづくりをすべき。 福祉教育(体験も含め)を充実するべき。

といった点が、顕著に表明されている。

そして、これらの上記の顕著な反応のうち、下線部分を纏めると、「障害児(者) は、前向きに社会参加をしていくことが求められており、それを支援するために、一般社会の人々が、障害児(者)が援助を必要としたとき、積極的に手助けをしていくことが重要である。そのこ

とを含めて、福祉教育を充実していくべきである。」となる。

③ 【障害児の保護者へのアンケート】

このアンケートは、H養護学校(肢体不自由児養護学校)とN養護学校(精神遅滞児養護学校)の障害児童生徒の保護者に対して、それぞれ、42人、12人の、合わせて54人に求めたものである。

この結果に対する所見を、一通り記すこととする。

やはり、保護者の立場に立つ「子に対する並々ならぬ愛情と不安、そして期待」が、ハッキリと顕示されている。

まず、「子どもの将来について」は、

一般事業所、共同作業所、通所施設、施設に何とか、いわゆる自立の形として、育って行って欲しい、としている。この点については、学校教育における進路指導との関連もあり、このカリキュラムの、より一層の教育福祉的改善がなされることが、必要であると思われる。

その根拠としては、保護者たちの多くが、「子どもの将来について」の回答判断根拠として、 直接的には、進路指導を挙げてはいないのではあるが、「学習内容」の回答として、「障害児の 自立へのステップとしての学習内容」を強調し、「障害児の障害の進行の不安」・「社会参加 の不安」・「就労の不安」・「独り立ちの不安」・「施設の不安」という多岐にわたっての不 安となっていることである。

そして、現代社会の福祉行政の遅れを、「福祉施設の不足」(回答者44人中41人、93.2%)として表示している。これは、「一般社会人」・「福祉関係者」の意見とも一致していることであり、障害児の養護学校修了後の問題として、極めて重要であると考える。障害児の養護学校修了後の生活にギャップを少なくし、ソフトランディングを可能にするような、学校教育でのカリキュラム編成が大切と言える。

障害児の悩みは、保護者の悩みでもあり、これらの解決に向けての行政のセクショナリズム にも悩まされることがあり、このサポートも必要であることが、保護者アンケートによっても 顕示されている。

この点については、「障害児(者)自立支援相談センター(仮称)」(私案)構想で対応するのが、現状では、適切なことと思う。

④ 【障害児教育教師へのアンケート】

このアンケートは、H養護学校(肢体不自由児)教師24人に求めたものである。

この結果に対する所見を、一通り、記すこととする。

障害児にとっては、養護学校教師は、何といっても、自分の保護者の次に、毎日の生活の中で、密接にコンタクトしている指導者であり、ある意味では、準保護者である。

従って、当然、教師は、指導している障害児について、「子どもの将来について」不安である、という一言に尽きる。

そして、その具体的理湯は、保護者と同様に、「社会参加の不安」・「就労の不安」・「独 り立ちの不安」が大勢を占めている。

障害児のフォロー・アップともいえる福祉施設の現状にも、需要対応の悪さ・精神薄弱者用と身体障害者用の設置のバランス・ケアのばらつき・理念に問題がある、としている。学校教育のカリキュラムについては、教師自身の反省を含めて考えられるが、「不十分」であるといった意見が多かったのである。

その理由は、専門職員の不足といった教育体制の問題を挙げている。

そして、領域・教科混合指導(各教科、道徳、特別活動、および養護・訓練の全部または一部について、合わせて授業を行う)と教科別、領域別指導(各教科別、道徳、特別活動、養護・訓練の領域別に時間を設定した授業を行う)は、あくまでも、建前的存在として、認めるところは認めるが、理想としては、これにこだわらずに、障害児の個々の将来の自立に向けて、障害児の実態に即したカリキュラムを弾力的に実施するべきである、としている。

結局、グループに細分化し、生活単元に重点を置きながら、社会性にも十分配慮しながら、 いわゆる「障害児の自適ルール」を確立させることと考える。

⑤ 【「JCトーク 日本の進路」に於けるJCプッシュホンアンケート】

このアンケートは、JC (日本青年会議所) が独自でプッシュホンでアンケートを実施した ものである。(なお、本アンケートの使用については、日本青年会議所広報渉外特別委員会代 表・助川尚一氏の了解を得たものである。)

これによると、

ア. Q. あなたは日本における現状の社会福祉に満足していますか?

A. やや不満である

回答者の42.4%

参考;やや不満である・不満である

回答者の68.9%

イ. Q. あなたが福祉問題を考えるとき、最も関心のあるテーマは?

A. 老人福祉

回答者の41.7%

参考;精神薄弱者福祉•身体障害者福祉

回答者の26.1%

精神薄弱者福祉・身体障害者福祉・児童・青少年福祉

回答者の35.2%

ウ. Q. 社会資本として、より充実が望まれる施設は何だと思いますか?

A. 特別養護老人ホーム等 回答者の29.7%

参考;身体障害者の為の施設・精神薄弱者の為の施設・児童養護施設

回答者の25.0%

エ. Q. あなたが個人で福祉サービスに参加するとしたら?

A. 軽作業

回答者の34.8%

オ. Q. 社会福祉の給付の中で望まれる方法は?

A.役務サービス給付

回答者の35.9%

参考:施設給付(設置) 回答者の32.0%

カ. Q. 行政に対し、社会福祉の充実を求める時、その財源としての間接税率アップ、社会保 障費の増額に対してどう考えますか?

A. 条件付きで替成

回答者の46.8%

参考: 賛成

回答者の25.6%

条件付きで賛成・賛成 回答者の72.4%

という結果となり、障害児(者)福祉についての関心と対応が、一般より高いことを示してい る。日本の若手事業家達のこの意識は、大切にしたいし、これからの障害児(者)福祉に向け ての活動のエネルギーとなることを期待する。

2. 分析•考察

- (1) 障害児の進路指導
 - 「N養護学校修了生進路と動向」により考える-

資料「N養護学校修了生進路と動向」(精神薄弱児) は、昭和59年度から平成 3 年度の 8 年間 における、N巻護学校の障害児(108名)に対する進路指導とその後の動向の調査を纏めたもの である。

これによると、合併障害児の進路指導に成果が挙がらないことは、止むを得ないところではあ るが、社会参加=就労という観点からは、全体として、数字的結果は、概ね、良好であると言え る。

これは、障害児の障害が区々であり、『非常に巾の広い個性であり、能力差であり、また、求 職条件と求人条件が大きく影響し、数学的判断で応用する訳には行かない。』(※N養護学校資料) という"壁"を乗り越えた結果であることを評価しなければならない。そして、この就職者に共 通している利点と欠点として(※N養護学校資料)、

F.....

- ① 人柄(対人関係・指示受容)か作業集中力か。 その選択は、経営者の個性にあるようだが、どちらかに徹底している方が良い。
- ② 作業技術だけで雇用に結び付いた例は少ない。』としている。 また、次にカリキュラムに直結する問題として、

『何時、何処でこの力をつけるか。

① 家族とのラポート。

(家族の子供と障害や欠点に対する理解と対応をどこまで、信頼関係のうちに話せるか)

- ② 作業学習のパターンと雰囲気を企業サイドに近づける。その中で3年かけて、ゆっくり助言 する。HR等ではリラックスさせたい。
- ③ 社会に十分接しさせる。

(通学の機会、寄宿者教育の必要者も社会参加学習を多く取る) 』(※N養護学校資料) と提言している。

障害児教育における障害児のための自立支援としては、その障害児教育実施の基底に「さりげない親切」と「撓い合う心」という教育福祉の精神がなくてはならないことは、既に、前節のアンケートにも、「温かい心、思いやり」として、社会通念化されてきている昨今である。

このことは、障害児教育における進路指導と指導計画に、具体的に実施される必要がある。

特殊教育学校の学習指導要領に、「心身に障害のある児童生徒の積極的な社会参加・自立を一層推し進める」ことを基本的なねらいとしている。

そして、その中で、

- ① 早期教育を重視して、幼稚部・小学部の段階から計画的に行うこと。
- ② 児童生徒の心身の障害の状態に応じた指導の一層の充実を図ること。
- ③ 高等部における職業教育の充実を図ること。

を上げている。

このような進路指導と指導計画を進めるに当たって、教育現場で、学習指導要領の通り実践されているかどうかという「問いかけ」が、ここに存在してくる。

というのは、確かに、ここに掲げた学習指導要領は、そのまま、素直に、認めるならば、教育福祉の実践そのものとして、受け入れることも出来ないことでもないが、これが、文部省のトップ・ダウンであるという現実が、また、ここに、セクショナリズムとしての福祉行政の面としての厚生省、そして、さらに、また、進路指導の先に存する就労という、労働省のセクションが、立ちふさがり、障害児の養護学校等の終了後の社会とのギャップが、なかなか、埋めることが出来ていないと思われるのである。

また、これとともに、障害児一人一人の実態の把握といった面で、障害児の障害の状態・家庭環境・生育暦・諸検査・学習の様子・日常生活の様子等多岐にわたって、詳細に、ていねいに、観察し、「さりげない親切」を含めて、その障害児の将来の可能性を見いだし、それを伸ばしていくという進路指導と指導計画がなされているかが、問題である。

ここで、N養護学校修了生全障害児108名中、52名(48.1%)が、就職者とその境界にいた障害児なのであるが、このうち、30人(57.7%)は、「作業集中力」があり、その他の障害児は、対人対応・集団適応・移動力・作業技術のいずれかに、良いところがあったことが分かる。そして、IQそのものに、直接には、関係していないと推測できる。

N養護学校の高等部の最近のカリキュラムは、社会的色彩を以前のカリキュラムよりは、織り

込んでいるが、さらに、個々人の障害児に合わせて編成していくべきである。

(2) 障害児の就労問題

- 「盲・ろう・養護学校、中学校特殊学級卒業生の進路」により-

障害児教育における進路指導概念の現状を考察するにあたって、まず、考えられることは、障害児の就労問題である。

これは、就労によって、障害児が、より積極的に、社会参加する機会を得、障害児の社会的自立を促進していく上で、最も効果的な方法であると言える。

しかし、精神遅滞児も肢体不自由児も、病状が、それぞれに相違しているという、非常な難問があることは、事実である。この難問を、教育の場での福祉の精神をもって、対応していくということが、彼らを勇気づけ、彼らの思わぬ力、彼らのよい所が発揮され、周囲の人々を驚かすというハプニングを生起させるものである。

彼らの奥底に秘める長所を引き出していくことであると考える。

そこで、障害児の就労問題の現状を、長野県教育委員会が公表している長野県特殊教育諸学校 及び卒業生の進路の動向を調査した結果について、次に挙げ、分析してみようと思う。

資料「平成5年度 盲・ろう・養護学校、中学校特殊学級卒業生の進路」(長野県教育委員会 資料)によると、盲・ろう・養護学校中学部も中学校特殊学級も、圧倒的に進学率の高いことが 目につくところである。

そこで、資料「盲・ろう・養護学校、中学校特殊学級卒業生の進路の年度別推移」の状況をみると、ここでも、昭和63年度から平成5年度までにおける時系列的見地としては、盲・ろう・養護学校中学部にあっては、高等部への進学が、年々、漸増し(55%→80%)、逆に、就職、共同作業所・施設、家居が、漸減していることが、明確に現れている。

そして、「中学校特殊学級卒業生」の昭和63年度から平成5年度までにおれる傾向も、高等学校進学と盲・ろう・養護学校高等部、各種学校への進学が、それぞれに漸増し、やはり、逆に、就職、共同作業所・施設、家居が漸減の傾向になっている。

この減少は、盲・ろう・養護学校中学部や中学校特殊学級卒業の段階では、就労状態に向かう 状態とはなっていないことを、端的に示唆しているものと言える。

従って、最近の障害児教育の進路指導のウェイトは、高等部段階に力点を置くことが必要であ り、障害児の社会的自立に向けての、盲・ろう・養護学校高等部のカリキュラム編成の実施の成 果に掛かっているものと考える。

それでは、そのポイントとなっている盲・ろう・養護学校高等部の実態については、資料「盲・ろう・養護学校、中学校特殊学級卒業生の進路の年度別推移」からみてみると、就職・開業、共同作業所・施設で大半が占められており、非常に、統計的な結果としては、好結果となっている。ただ、ここで、気になる点は、家居の問題である。いわゆる在宅障害児ということになるのである。

平成5年度の障害児の家居の理由については、資料「家居の理由」の通りであり、障害の状況 にもよるが、その時点では、社会的不適応という判断と思われる。

この社会的不適応という判断と思われる家居の障害児達と共同作業所・施設にいった障害児達を含め、卒業後のより一層のフォロー・アップが必要であると言える。

平成5年度 盲・ろう・養護学校、中学校特殊学級卒業生の進路

特殊教育課

1 平成5年度 盲・ろう・養護学校、中学校特殊学級卒業生の進路

(1) 盲・ろう・養護学校中学部卒業生

(単位:人,()%)

高等学校	盲・ろう・養護学校高等部	各種学校	就 職	共同作業	施設	家 居	合 計
11(6.6)	133(79.6)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	20(12.0)	3(1.8)	167
	144(86.2)		0(0.0)	200	[12.0)	3(1.8)	167

(2) 盲・ろう・養護学校高等部卒業生 ※盲学校は、普通科のみ

(単位:人,()%)

盲・ろう・専攻科等	短大	各種学校	就職	共同作業	施設	家 居	合 計
5(3.0)	0(0.0)	1(0.6)	81(48.2)	27(16.1)	45(26.8)	9(5.3)	168
	6(3.6)	4.	81(48.2)	720	(42.9)	9(5.3)	100

(3) 盲学校高等部保健理療科卒業生

(単位:人,()%)

専	攻科	就職・開業	家	. 居	合	計
	0(0.0)	4(80.0)		1(20.0)		5

(4) 盲学校専攻科理療科卒業生

(単位:人,()%)

短大各種学校	就職・開業	家	居	合	計
0(0.0)	6(100.0)		0(0.0)		6

(5) 中学校特殊学級卒業生

(単位:人,()%)

高等学校	盲・ろう・養護学校高等部	各種学校	就 職	共同作業所•施設	家 居	合	計
135(40.7)	85(25.6)	24(7.2)	69(20.8)	0(0.0)	19(5.7)		332

2 盲・ろう・養護学校、中学校特殊学級卒業生の進路の年度別推移

(1) 盲・ろう・養護学校中学部卒業生

(単位:人)

年度	高等学校	盲・ろう・ 養護学校高等部	各種学校	就 職	共同作業所 • 施設	家 居	合 計
昭和63	10(6%).	99(55%)	3(2%)	3(2%)	45(25%)	17(10%)	177
平成元	9(5%)	113(68%)	2(1%)	3(2%)	31(19%)	9(5%)	167
平成2	12(8%)	109(68%)	1(1%)	5(3%)	23(14%)	10(6%)	160
平成3	10(6%)	135(79%)	0(0%)	0(0%)	21(12%)	5(3%)	171
平成 4	8(5%)	119(78%)	0(0%)	0(0%)	21(14%)	4(3%)	152
平成 5	11(6%)	133(80%)	0(0%)	0(0%)	20(12%)	3(2%)	167

(2) 盲・ろう・養護学校高学部卒業生

(単位:人)

年 度	盲・ろう・ 専攻科等	短大•各種学校	就職・開業	共同作業所 • 施設	家 居	合	計
昭和63	9(6%)	1(1%)	76(46%)	62(38%)	14(9%)		162
平成元	11(7%)	3(2%)	63(43%)	57(38%)	15(10%)		149
平成 2	6(4%)	2(1%)	82(50%)	60(36%)	15(9%)		165
平成3	8(5%)	6(4%)	78(47%)	65(40%)	7(4%)		164
平成4	8(5%)	4(2%)	83(48%)	73(42%)	5(3%)		173
平成5	5(3%)	1(1%)	81(48%)	72(43%)	9(5%)		168

(3) 中学校特殊学級卒業生

(単位:人)

年度	高等学校	盲・ろう・ 養護学校高等部	各種学校	就職	共同作業所 • 施設	家居	合 計
昭和63	142(38%)	65(18%)	14(4%)	114(31%)	2(1%)	29(8%)	366
平成元	104(32%)	65(20%)	18(5%)	101(31%)	3(1%)	36(11%)	327
平成 2	139(42%)	71(21%)	19(5%)	89(27%)	1(1%)	15(4%)	334
平成3	135(39%)	51(15%)	19(6%)	116(33%)	4(1%)	19(6%)	344
平成 4	156(44%)	53(15%)	26(7%)	98(28%)	3(1%)	19(5%)	355
平成 5	135(41%)	85(25%)	24(7%)	69(21%)	0(0%)	19(6%)	332

昭和63年度~平成5年度集計表;

① 盲・ろう・養護学校中学部卒業生と中学校特殊学級卒業生の進路状況

(単位:人)

①	2	3	4	5	6	7	8
区分	高等学校	盲・ろう・養護 学校高等部	各種学校	就職	共同作業 所・施設	家居	合 計
			-		-		
盲・ろう・ 養護学校中 学部卒業生 (%)	60 (6.0)	708 (71.2)	6 (0.6)	11 (1.1)	161 (16.2)	48 (4.9)	994 (100.0)
中学校特殊学級卒業生(%)	811 (39.4)	390 (19.0)	120 (5.8)	587 (28.5)	13 (0.6)	137	2,058 (100.0)
合計 (%)	871 (28.5)	1,098 (36.0)	126 (4.1)	598 (19.6)	174 (5.7)	185	3,052 (100.0)

② 盲・ろう・養護学校高等部卒業生進路状況

(単位:人)

① 盲・ろう・ 専攻科等	② 短大・各種学 校	③ 就職・開業	④ 共同作業所・ 施設	⑤ 家居	⑥ 合 計
47	17	463	389	65	981
(4.8%)	(1.7%)	(47.2%)	(39.7%)	(6.6%)	(100.0%)

家居の理由

No.	学 校 名	男	女	合計	家居になった理由		学 校 名	男	女	合計	家居になった理由
1	伊那養護学校 0 1 1 訪問教育		訪問教育	3	安曇養護学校	1	0	1	訪問教育		
2	諏訪養護学校	0	1	1	記入なし						•

No.	学 校 名	男	女	合計	家居の	理	由		No.	学	校	名	男	女	合計	家	居	の	理	曲	
1	長野養護学校	2	0	2	通所施設入所待ち			男	4	諏訪奢	養護学	校	1	0	1	就職待ち					男
					通所施設入所待ち			男	5	稲荷山	」養護	美学校	1	2	3	施設入所	诗ち				女2
2	松本養護学校	1	0	1	四賀アイアイ入所かなえられ	れず施証	投入所待	5 男								就職待ち		•			男
3	上田養護学校	2	0	2	自営の手伝い			男													
		·			午前中アルバイト			男													

No.	地区名	中学校名	家居になった理由	No.	地区名	中学校名	家居になった理由
1	佐久	小諸東中	卒業時進路未決定、就職の予定(男)	11	松本	旭町中	伊那技術専門校不合格のため (男)
2		佐久中	卒業時進路未決定(女)	12	北安	松川中	不登校のため進路未決定(男)
3	上小	上田第五中	特記事項なし(男)	13	上高井	小布施中	不登校のため家業に就く(解体)(男)
4		東部中	中国帰国子女。集団生活に不適応。実習先へ	14	下高井	高 社 中	不登校のため家業に就く (農業) (男)
			の入社を本人拒否。就職待ち(女)	15	上水内	信 濃 中	就職希望だが卒業時進路未決定
5	諏 訪	岡谷北部中	家庭と学校の考えの不一致就職待ち(男)	16	長 野	東北中	卒業時進路未決定。家事手伝い(男)
6	上伊那	飯 島 中	自営手伝い(男)	17		櫻ヶ岡中	卒業時進路未決定。施設又は作業所へ進路指
. 7		辰 野 中	病気治療中(男)				導中(男)
8		東部中	病気治療中(女)	18		川中島中	長野養護学校高等部に合格したが、家庭の事
9	下伊那	飯田東中	不登校傾向。生活意欲が高まる指導段階				情により家居(女)
			(男)	19		篠ノ井西中	不登校(5年度登校なし)ため、卒業時進路
10		松川中	不登校のため進路未決定(男)				未決定

(3) 障害児教育におけるフォロー・アップの現状と問題点

- 「障害者職業センター」実施の「社会生活能力検査」により考える-

この点については、障害児のより完全就労に向けての社会的取り組みが、どうしても必要と思う ところである。

そこで、「障害者職業センター」実施の「社会生活能力検査」と「ADL調査票」の例を提示して、障害児教育においてのカリキュラムを考察をしてみる。

障害児教育カリキュラムの中心となる障害児の社会生活能力について、「障害者職業センター」 実施の「親(先生)の眼からみたわが子像・子供の社会生活能力を考える」という「社会生活能力 検査」と「ADL調査票」を参考にし、これを目標にすることが考えられる。

就労にあたっての障害児の立場は、非常に厳しい状態にある。特に、近年のように、一般の健常者の就労も、不景気という理由で、有効求人倍率の低下が言われている状況である。

このような状況にあって、障害児が就労していくためには、障害児一人ひとりが、自分の障害を 克服し、職業人としての自覚をもつことであり、その上に可能な限り、次のような要件を満たして いくような努力をする必要がある。

更に、また、このことを踏まえた障害児教育のカリキュラムを推し進めることが必要となってくる。その指針は、次のようなものである。

● 社会自立の前提条件

- 身辺自立 食事、更衣、整容、入浴、排泄等日常生活動作の自立。
- 自力通所 電車。バスを利用して目的地へ行ける。知らないところからでも帰れる。
- ・生活習慣 決まった時間での起床、就寝、洗面歯磨き、整理整頓、あと片付け。
- 社会規範 自他の区別、規則の遵守、いたずらの理解、ものを大切にする。
- 危険認識 火の始末、ガス器具の取扱い、動く機械に手を出さない、交差点の注意。
- 勤労意欲 職業の意味、作業への集中力、完成への意欲、習熟の意欲。

就労上の要件

- 基礎体力 8 時間労働、2 kmの歩行、10kgの運搬、屋外作業。
- 作業能力 卵を割る、紐を結ぶ、本のページをめくる、ピンセットでつまむ。
- ・勤労習慣 指示に従う、共同作業、道具の手入れ、作業の準備。
- •情報処理 氏名住所の筆記、身辺事情の説明、ニュースを理解する。
- 数量処理 5 ケタのデジタル、100個の勘定、時計、3,000円の買い物。
- 作業判断 工具の選択、材料の補給、故障時の対応、雨天の判断。

● 職場適応の条件

- コミュニケーション 話の筋を理解する、意思を伝える、簡単な会話、冗談が分かる。
- 人間関係 休憩時間に話の仲間に入れる、つきあいできる、友達を作れる。
- ・社会習慣 あいさつ、身なり服装、清潔感、礼儀作法。

- 作業態度 決まった仕事なら指示がなくてもできる、ブラブラしていない。
- 責任感 約束を守る、言いつけられたことは最後までやる。
- ・協調性 他の人と一緒に仕事ができる、人の仕事を代わってやれる。

以上のような、三つの要素、すなわち、

● 社会自立の前提条件、● 就労上の要件、● 職場適応の条件

を充足していることが、障害児の就労を容易にするのである。

障害児教育にあたって、現在、これらの要件をカリキュラム上によって、常に、充足がなされ、 実施されているかが、基本的な問題点である。

精神遅滞児と肢体不自由児とについて考察していく場合として、N養護学校(精神薄弱児)とH 養護学校(肢体不自由児)を参考に検討しているのであるが、この両者の相違は、非常に大きいこ とは当然ではあるが、目的は、そのそれぞれの障害児の一人一人に対して、障害児の個々の長所を どのようにして、有効に発揮させていくか、ということである。

Ⅲ 全体的考察

以上、障害児教育「N養護学校(精神薄弱児)とH養護学校(肢体不自由児)を中心にして」において、最も基本となる、将来、障害児が社会に出てからの生活自立を維持するための模索を試みたものであるが、この模索で見えてきたことは、次のようなことと考える。すなわち、

1. 障害児教育における保護者・教師と社会とのずれ

保護者・教師の考えは、学校教育後の障害児達が、社会で、出来るだけ、直ぐにも、それなりの "役にたつ"存在になることに、焦慮感を、比較的強く持って対処しようとしている。

特に、保護者である母親の障害児に対する思いの、非常に強いことは、先のアンケート調査でも、 はっきりと示されているが、他の調査でも、障害児の母親の不安感と思いは、強いものがある。

これに対し、一般社会人(雇用者・福祉関係者など、直接、障害児達を受け入れる立場の人達を含む)の考えは、障害児の生活自立("役にたつ"存在を含めて)は、まず、自分の身の回りの日常生活の最低限度のことが出来れば良い、としており、その後の障害児と社会の人々との「撓い合う心」を持った交流により、いわゆる"役にたつ"ことは、発展的に実施可能である、としている。この両者の同一障害児に対する考えの"ずれ"の解消にとって、進路指導を伴った教師の役割は大きいのである。

2. 障害児教育でのカリキュラムのポイント

障害児教育においてのカリキュラムの実際は、N養護学校もH養護学校も、障害児の実態が、様々であることから、教育現場の対応には、大変な苦慮をしている実態であることが、よく察知できるが、マン・ツー・マン的対応は、理想的であるが、現状では、困難であることから、N養護学校の

事例からも伺われるように、障害児の個々の長所を伸ばして、より社会性を帯びたカリキュラム編成に、方向付けることが必要と考える。

また、一策として、保護者・教師・福祉関係者・社会人が、ともに該当障害児のカリキュラム編成について、個々にきめ細かく討議していくことも考えられる。

3. 障害児教育での"家居"の問題

障害児教育においての大きな問題として、"家居"、すなわち、在宅障害児と化すことがある。 これは、障害児の障害の問題も含めて、複雑な事情もあることではあるが、養護学校修了後のフォ ロー・アップとしては、忘れてはならないことである。

しかし、学校教育と社会との谷間に、一旦陥ると、立ち上がりが、非常に困難であると言える。 そこで、「社会福祉協議会」等をはじめ、障害児のヘルプ機関、一種の"なんでも相談機関"と して、「障害児(者)自立支援相談センター(仮称)」の設置を考えるものである。

4. 障害児教育への福祉理念の導入

昨今、福祉時代の到来と言われてきているが、教育も福祉の一環であり、今後とも、更に、充実 強化されて行かなければならないものである。

そういった現状にあって、障害児教育福祉については、難問の山積という感があり、何かと取り 残されている状況と考える。

障害児が、実社会に出て、ごく当たり前の生活が可能であるのか、どうか。

これは、当事者のみならず、全ての人々が考え、努力していかなければならない問題である。そ こに、教育福祉の精神を、今以上に定着させていくことが大切と考える。

このような見地に立って、障害児教育のカリキュラムに焦点を当てて、その編成・実施については、障害児の現状と将来を見通しながら、社会との接触を積極的に取り入れる一方で、障害児自身に「障害児の自適ルール」を掴ませることに重点を置くことと考える。

そして、種々論述してきたように、一般社会の人々を含めて、障害児教育全般にわたり、「さりげない親切」・「撓い合う心」、そして、それらが織りなす心の広い「大きな受け皿」精神と実行を目的とすることである。

その意味で、障害児教育としての学校教育の補完も、障害児の一生のために考慮することであり、 これは、「障害児(者)自立支援相談センター(仮称)」において、誠意を持って、積極的に推進し ていくことと考える。

最近、福祉というと、よく口にされる活動機関がある。それは、社会福祉協議会であるが、これについて、大橋謙策氏(※社会福祉セミナー・日本放送出版協会・社会福祉協議会の役割参照)の言によると、『1990年の社会福祉関係 8 法改正により、日本の社会福祉は市区町村における在宅福祉サービスを軸にした地域福祉の計画的実施の時代に入りましたが、そこで、大きな役割が期待さ

れる機関の一つとして社会福祉協議会があります。社会福祉協議会は全国レベルでも、都道府県レベルでも、市区町村レベルでも設置されているため、名称が同じである以上その活動内容と性格も同じだと考えられがちです。

市区町村レベルの社会福祉協議会は正式には1983年の社会福祉事業法の改正ではじめて明確に法定化され、その後、1990年の社会福祉県警8法改正のなかで都道府県レベルの社会福祉協議会との違いが法律上明確化されました。そして、1992年の改正で地域福祉推進において欠かせない地域住民の理解と協力を得る業務を行う機関として位置づけられるようになったのです。

したがって、社会福祉協議会とはいっても市区町村レベルの社会福祉協議会と都道府県レベルの 社会福祉協議会とは実質的に違いがあること、それらの組織は同じ組織の本部と支部という組織関 係ではないことを理解することが重要です。

市区町村の社会福祉協議会は、当該市区町村にある社会福祉事業、更生保護事業を行うものの過 半数が参加していることを前提にし、社会福祉事業法第74条でその性格・目的が、

- ① 社会福祉を目的とする事業に関する調査
- ② 社会福祉を目的とする事業の総合的企画
- ③ 社会福祉を目的とする事業に関する連絡、調整及び助成
- ④ 社会福祉を目的とする事業に関する普及及び宣伝
- ⑤ 社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- ⑥ 社会福祉に関する活動への住民の理解と参加のための援助
- ⑦ 社会福祉を目的とする事業を企画し、及び実施するようにつとめること

と規定されています。……1990年の社会福祉関係8法改正以降、社会福祉行政が、「市区町村」における在宅福祉サービスを軸にした地域福祉の推進の計画的実施」が基本となり、市区町村社会福祉協議会が在宅福祉サービスの実施を行える団体になったことにより、市区町村レベルの社会福祉協議会と都道府県レベルの社会福祉協議会とは大きく性格上、もしくは目的上異なる団体となったということができます。

市区町村の社会福祉協議会は従来、ややもすると社会福祉団体の連絡・調整・助成活動のみに埋没し、一般住民からは見えにくい団体として存在していました。また、そのために社会福祉行政の肩代わりをしたり、下請け的活動をしているだけという側面がなきにしもあらずといった状況でした。あるいは、社会福祉協議会は当該地区内の社会福祉事業と更生保護事業を行うものの過半数を参加させることという法的規定を単純に遵守する、一般住民に閉ざされた、社会福祉関係者だけの組織形態になっていたきらいもなきにしもあらずでした。……地域福祉とは、在宅福祉サービスを制度化し、施設福祉サービスを整備しつつ、近隣住民の社会福祉への関心と理解を深め、インフォーマルケアを組織化し、それらのサービス活動を総合的に提供することによって地域住民の自立生活を援助する活動ということができます。したがって、地域福祉を推進するには行政の責任だけでは達成できず、住民の理解と参加を促進する活動が重要な位置と役割を担うことになります。その役

割が市区町村レベルの社会福祉協議会に期待されているということができます。しかしながら、全国各地の多くの市区町村レベルの社会福祉協議会は、法改正があったにもかかわらず、いままでの位置づけから脱皮をしきれていないのが現状です。……市区町村レベルの社会福祉協議会は今後の課題として、

- ① 地域福祉共済的機能を有した一般住民会員制度の拡充や福祉教育を推進することにより、また 住民参加による地域福祉計画が策定できるよう住民の関心と理解を深める活動を行うこと
- ② ボランティア活動を促進し、在宅福祉サービスと協働できるインフォーマルケアの組織化を推 進すること
- ③ 社会福祉協議会が住民の"福祉駆け込み寺"になるような、信頼できる福祉総合相談窓口の機能をもつこと
- ④ 制度的在宅福祉サービスを行政から受託するが、制度的な在宅サービスを定期的に利用できるようになるまでの "福祉リリーフサービス" などを社協独自に提供するなどして、住民に信頼される、目に見える在宅福祉サービスを展開すること
- ⑤ 当該区域内の社会福祉施設など関係者の組織化をすすめ、社会福祉サービスが総合的に展開できるよう連絡・調整をはかること

などがあげられます。……』と、社会福祉協議会の在り方を提言している。

この提言にもあるように、社会福祉協議会の今後の課題としている①~⑤が、今後の障害児(者)を含めた、全対象者(例えば、高齢者)にとって重要なことであり、また、「障害児(者)自立支援相談センター(仮称)」という構想と繋がるものであると考えている。